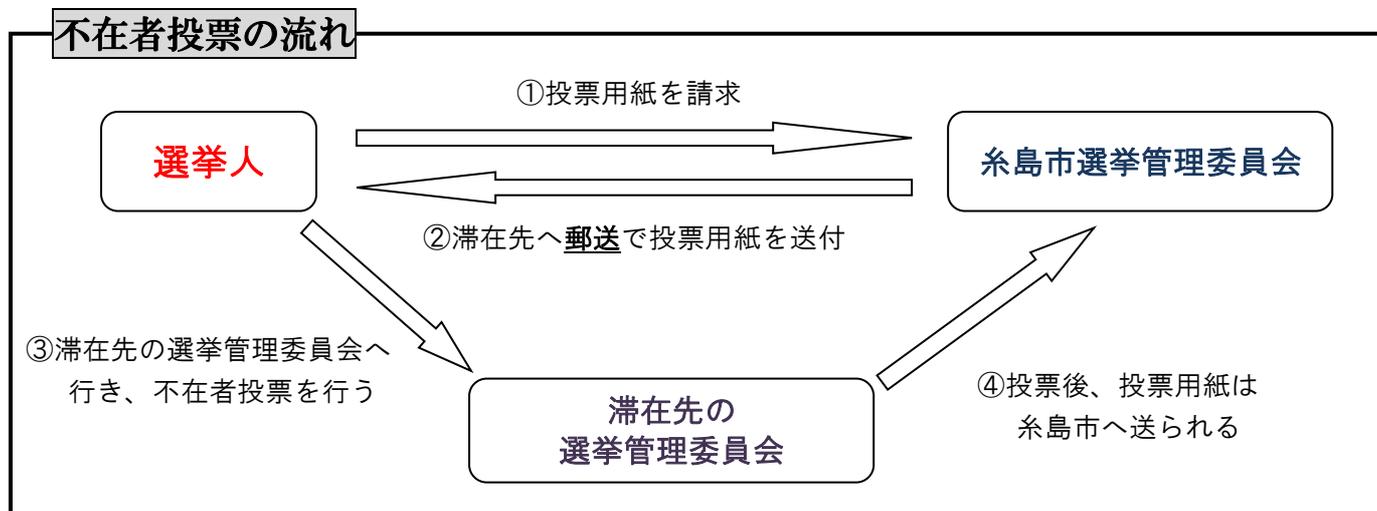


一時滞在地における不在者投票の手続きについて

仕事や旅行などで糸島市外の市区町村に一時滞在している人は、糸島市選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、滞在地において不在者投票を行うことができます。



①投票用紙を請求する

まずは「不在者投票請求書・宣誓書」へ選挙人本人が必要事項を記入し、糸島市選挙管理委員会へ郵送または持参（本人以外でも可）してください（Eメール、FAX等は不可）。

②投票用紙の交付を受ける

「不在者投票請求書・宣誓書」を受理した後、今度は糸島市選挙管理委員会から投票用紙等が郵送（レターパック）で滞在先の住所に送られてきます。

※郵送物の中には「開封厳禁」と書かれた封筒が入っていますので、その封筒は絶対に開封しないでください。開封した場合は投票できません。

③投票を行う

送られてきた封筒を持って、最寄りの市区町村の選挙管理委員会へ行き、そこで係員の指示に従って投票を行います。投票時間は8時30分から17時までです。

（最寄りの選挙管理委員会において選挙が執行されている場合は、期日前投票所の開設時間内において投票できます。）

※滞在先の選挙管理委員会以外で投票用紙に記入した場合は、無効となります。

※必ず事前に、投票を行う予定の最寄りの選挙管理委員会の場所や時間を確認してください。

④投票終了

投票後は、滞在先の選挙管理委員会から糸島市選挙管理委員会へ、投票用紙が送付されます。以上で不在者投票は終わりです。

※注意※

- ◆ 不在者投票を行うことができる期間は、4月1日（土）から4月8日（土）までです。
- ◆ ①②④は郵送による手続きとなり、時間がかかります。出来るだけ早めに請求の手続きを行ってください。